

放置違反金に係る事務処理要領の制定について

平成18年6月1日

例規(交指・会)第24号

警察本部長

- [沿革] 平成22年5月12日例規(交指・会)第20号
平成24年12月7日例規(交指・会)第50号
平成25年3月27日例規(交指・会)第17号
平成26年4月9日例規(交指・会)第18号
令和3年3月12日例規(警)第6号
令和3年4月21日例規(交総)第12号
令和3年11月30日例規(警)第29号
令和4年12月21日例規(警)第38号
令和7年2月3日例規(交指)第3号
令和7年7月14日例規(交指)第40号

各部長・参事官・所属長

見出しの要領を別添のとおり制定したので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

放置違反金に係る事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）、道路交通法施行規則（昭和35年總理府令第60号。以下「規則」という。）、千葉県道路交通法施行細則（昭和35年千葉県公安委員会規則第12号。以下「細則」という。）及び千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2。以下「財務規則」という。）に基づく、放置違反金に係る各種の事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の意義

この要領における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 放置車両 法第51条の4第1項に規定する違法駐車と認められる場合における車両であって、その運転者がこれを離れて直ちに運転することができない状態にあるものをいう。
- (2) 確認標章 法第51条の4第1項、規則第7条の5の規定により、放置車両に取り付ける携帯端末用確認標章（別記第1号様式）及び手書き確認標章（別記第2号様式）をいう。
- (3) 違反番号 放置駐車違反を特定するための番号をいう。
- (4) 車検拒否 法第51条の7第2項の規定により、自動車検査証の返付をしないことをいう。

第3 確認標章

1 確認標章の作成及び取付け

- (1) 確認標章は、放置車両確認処理用携帯端末（以下「携帯端末」という。）により作成するものとする。ただし、携帯端末を持たない警察官が取締りを行う場合にあっては、手書きにより作成するものとして差し支えない。
- (2) 警察官及び駐車監視員（以下「警察官等」という。）は、放置車両を確認した場合には、当該車両の前面ガラス等、運転者が見やすい箇所に確認標章を取り付けるものとする。なお、確認標章の取付け前に運転者が現れた場合は、口頭又は警告書（別記第3号様式）により警告措置するものとする。

2 確認標章データの報告等

- (1) 警察官等は、確認標章を取り付けた事案について、携帯端末の電子データ又は放置車両確認標章（控え）（別記第4号様式）（以下「確認標章データ」という。）により、署長に報告するものとする。
 - (2) 放置車両確認標章（控え）の保存期間は、3年とする。
 - (3) 署長は、確認標章データについて審査の上、放置駐車違反管理システムにより、交通部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）宛てに報告するものとする。
- なお、署長は、審査の結果、放置車両の要件に該当しないと認める場合には、その旨の意見

を付するものとする。

3 確認標章の管理

(1) 携帯端末用確認標章

警察官等は、携帯端末用確認標章を使用した場合には、放置車両確認標章（控え）取付措置報告書（別記第5号様式）により使用状況を明らかにするとともに、取付け前に警告措置及び誤記した場合には、同様式により速やかに署長に報告するものとする。

(2) 手書き確認標章

ア 警察官は、手書き確認標章を貸与された場合には、放置車両確認標章使用状況表（別記第6号様式）に必要事項を明記するものとする。

イ 誤記等にした場合

警察官は、取付け前に警告措置及び誤記した場合には、当該手書き確認標章及び手書き確認標章控え（以下「手書き確認標章等」という。）を速やかに署長に返納するものとする。

ウ 署長は、返納を受けた手書き確認標章等については、各月ごとに取りまとめ、翌月の10日までに手書き確認標章（誤記等）返納書（別記第7号様式）により交通指導課長に返納するものとする。

(3) 紛失、盗難等発生時の措置

署長は、携帯端末用確認標章及び手書き確認標章等の紛失又は盗難の事案が発生した場合には、必要な措置を講ずるとともに、手書き確認標章の事故報告書（別記第8号様式）により速やかに交通指導課長に報告するものとする。また、汚損、破損等により使用できなくなった場合は、当該確認標章等を添えて同様式により交通指導課長に報告するものとする。

4 レンタカーに取り付けた場合の措置

(1) 確認事項の速報

警察官等は、レンタカーに確認標章を取り付けた場合には、直ちにその状況を署長に報告するものとする。

(2) レンタカー事業者への連絡

署長は、放置駐車違反情報連絡票（別記第9号様式）を作成の上、ファクシミリにより直ちに当該レンタカー事業者に連絡するものとする。

5 放置駐車違反で検挙した場合の措置

警察官は、署、交番等に出頭した運転者を放置駐車違反で検挙した場合には、その内容を署長に速報するものとし、署の担当者は、放置駐車違反告知速報簿（別記第10号様式）に必要事項を記載の上、当該交通反則切符等の関係書類を確認後、必要な措置を講ずるものとする。

第4 弁明通知

1 弁明通知書等の発出

(1) 交通指導課長は、報告を受けた確認標章データについて審査の上、当該車両が放置車両の要件に該当すると認められる場合で、かつ、当該事案について運転者が出頭せず、又は公訴を提起されず、若しくは家庭裁判所の審判に付されていないときは、当該車両の使用者に対し、確認標章を取り付けた日の翌日から起算して3日を経過した後、違反番号の記載された弁明通知書（細則別記第4号様式の2の4）及び放置違反金仮納付書（財務規則別記第79号様式の6）（以下「弁明通知書等」という。）を発出するものとする。

なお、弁明通知書・仮納付書発行書（別記第11号様式）により、その状況を明らかにするものとする。

(2) 運転者が出頭して反則告知を受けた場合は、当該運転者が反則金を仮納付することのできる期間及び当該仮納付の有無を確認するために必要な期間の経過を待って、弁明通知書等を発出するものとする。

(3) 非反則者である運転者を交通切符等により検挙し、出頭の日時を指定した場合は、当該運転者が正当な理由なく指定された出頭日に出頭せず、その後も出頭する見込みがないときに、弁明通知書等を発出するものとする。

(4) 少年（送致の時点で20歳に満たない者に限る。以下同じ。）である運転者に対し反則告知又は交通切符等による検挙（以下「反則告知等」という。）をした場合は、弁明通知書等を発出することなく、放置違反金納付命令に係る手続を打ち切るものとする。

(5) 交通指導課長は、総排気量125cc以下の自動二輪車、原動機付自転車、小型特殊自動車等については、車両使用者等照会書（別記第12号様式）により関係機関等に照会し、車両使用者等回答書（別記第13号様式）により回答を求めるものとし、その回答に基づき弁明通知書等を発出するものとする。

(6) 交通指導課長は、使用者の所在が不明である場合又は弁明通知書等が返送された場合は、使用者の所在について、次に掲げる照会等による所要の調査を行った上で、再度、弁明通知書等を発出するものとする。

ア 千葉県住民基本台帳ネットワークシステム端末機による照会

イ 身上調査照会書（別記第14号様式）及び身上調査回答書（別記第15号様式）による照会

ウ 放置違反金に関する照会書（別記第16号様式）及び放置違反金に関する回答書（別記第17号様式）による照会

2 確認標章データの修正

交通指導課長は、所要の調査の結果、確認標章データの修正が必要であると認められた場合の当該放置車両の使用者に対する弁明通知又は運転者に対する反則告知等は、原則として、修正後のデータ内容に基づいて行う。ただし、違反事実について写真、現場略図等により立証が困難であると認められる場合は、弁明通知又は反則告知等は行わないものとする。

なお、修正後のデータ内容に基づいて弁明通知をする場合は、弁明通知書に確認標章の記載内容を修正した旨を記載するものとする。

3 弁明通知の公示送達

交通指導課長は、所要の調査の結果、使用者の所在が判明せず、弁明通知書等を送達できない場合は、弁明通知公示送達書（別記第18号様式）を公安委員会の掲示板に掲示し、公示送達により弁明通知を行うものとする。

第5 放置違反金納付命令

1 放置違反金納付命令の決定

(1) 弁明書の審査

交通指導課長は、弁明書が提出された場合は、弁明内容について所要の事実調査を行い審査するものとし、受理及び審査の経過を弁明受理票（別記第19号様式）で明らかにしておくものとする。

なお、調査に当たっては、前記第4の1(6)と同様の調査を行うものとする。

(2) 交通指導課長は、弁明内容の審査の結果、放置違反金納付命令が適当と認められる場合又は提出期限までに弁明書が提出されない場合は、放置違反金納付命令の決定を行うものとする。

2 書面による放置違反金納付命令

(1) 交通指導課長は、弁明通知書等の発出後、弁明書の提出期限までに放置違反金に相当する金額の仮納付がされていない場合は、放置違反金納付命令書（細則別記第4号様式の2の3）及び放置違反金納入通知書（財務規則別記第28号様式の2）（以下「納付命令書等」という。）を発出し、放置違反金納付命令を行うものとする。

なお、納付命令発行書（別記第20号様式）により、その状況を明らかにするものとする。

(2) 交通指導課長は、使用者の所在が不明である場合又は納付命令書等が返送された場合は、第4の1(6)と同様の調査を行った上で、再度、納付命令書等を発出するものとする。

3 放置違反金納付命令の公示送達

交通指導課長は、所要の調査の結果、使用者の所在が判明せず、納付命令書等を送達できない場合は、放置違反金納付命令公示送達書（別記第21号様式）を公安委員会の掲示板に掲示し、公示送達により放置違反金納付命令を行うものとする。

4 公示による放置違反金納付命令

弁明通知書等の発出後、弁明書の提出期限までに放置違反金に相当する金額が仮納付された場合は、法第51条の4第10項の規定により、弁明通知書番号を記載した放置違反金公示納付命令書（規則別記様式第3の7）を公安委員会の掲示板に掲示し、放置違反金納付命令を行うものとする。

5 放置違反金納付命令の取扱い

放置違反金納付命令は、確認標章を取り付けた日の翌日から起算して30日を経過した日以降、速やかに行うものとする。ただし、当該違法駐車行為について運転者が反則金を納付している場合又は公訴を提起された場合若しくは審判に付された場合は、行わないものとし、当該違法駐車行為をした運転者に反則告知をしている場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 運転者（少年を除く。）に通告をしている場合

当該運転者が反則金を納付することのできる期間及び当該納付の有無を確認するために必要な期間の経過後、当該期間内に反則金の納付が確認できない場合は、立証状況に照らし公訴提起が確実と見込まれる事案に限り、放置違反金納付命令の手続を保留することとし、不起訴が見込まれる事案の場合は、運転者の送致と並行して、放置違反金納付命令を行うものとする。この場合において、放置違反金納付命令を行った後、当該事案について公訴が提起されたことを確認した場合は、放置違反金納付命令の取消手続をとるものとする。

なお、通告を受けるべき者の所在が不明であるなどの理由により、通告の実施が見込めない事案については、放置違反金納付命令を行うものとする。

(2) 非反則者である運転者（少年を除く。）を交通切符等により検挙している場合

出頭の日時を指定した場合において、当該運転者が指定された出頭日に出頭しなかった場合は、後日の出頭及び公訴提起が確実と見込まれる場合を除き、放置違反金納付命令を行うものとする。この場合において、放置違反金納付命令を行った後、当該事案について公訴が提起されたことを確認した場合は、放置違反金納付命令の取消手続をとるものとする。また、遠隔地に居住する非反則者である運転者を検挙し、出頭の日時を指定しなかった場合は、原則として放置違反金納付命令の手続を保留するものとし、当該運転者の不起訴が確認された後に、放置違反金納付命令を行うものとする。

(3) 少年である運転者に反則告知又は交通切符等により検挙している場合

放置違反金納付命令を行うことなく、そのための手続を打ち切るものとする。

- 6 放置違反金納付命令を行わない場合の通知及び仮納付された放置違反金に相当する金額の返還弁明通知書等の発出後、弁明書の提出期限までに仮納付がされた場合において、当該仮納付をした者について、放置違反金納付命令を行わないとしたときは、交通指導課長は、使用者に仮納付金返還通知書（別記第22号様式）により通知の上、仮納付金返還請求書（別記第23号様式）の提出を求め、当該仮納付に係る金額を返還する手続をとるものとする。

- 7 放置違反金納付命令の取消し及び納付された放置違反金等に相当する金額の還付

(1) 法第51条の4第16項の規定により、放置違反金納付命令を取り消す場合は、交通指導課長は、放置違反金納付命令取消通知書（別記第24号様式）により、使用者に通知するものとする。

なお、既に当該放置違反金納付命令に係る放置違反金等が納付され、又は徴収されている場合には、放置違反金納付命令取消（兼）還付通知書（別記第25号様式）により、使用者に通知するものとし、放置違反金還付請求書（別記第26号様式）の提出を求め、当該放置違反金及び延滞金（以下「放置違反金等」という。）に相当する金額を還付する手続をとるものとする。

(2) 放置違反金納付命令を行うことが妥当でないと認められる場合に、法第51条の4第16項の規定によらないで放置違反金納付命令を取り消す場合は、交通指導課長は、放置違反金納付命令取消（兼）還付通知書又は放置違反金納付命令取消通知書（以下「取消（兼）還付通知書等」という。）に必要な補正を加えて、使用者に通知するものとする。

(3) 交通指導課長は、放置違反金納付命令の取消しを受けた者の所在が不明な場合及び発出した取消（兼）還付通知書等が返送された場合は、第4の1(6)と同様の調査を行った上で、再度、取消（兼）還付通知書等を発出するものとする。

(4) 放置違反金納付命令を取り消すこととした使用者から、放置違反金が納付された場合や使用者が誤って放置違反金を重複して納付した場合には、交通指導課長は、還付通知書（別記第27号様式）により、使用者に通知するものとし、放置違反金還付請求書の提出を求め、放置違反金に相当する金額を還付する手続をとるものとする。

- 8 放置違反金納付命令の取消しの公示送達

交通指導課長は、所要の調査の結果、使用者の所在が判明しない場合において、取消（兼）還

付通知書等を送達できないときは、放置違反金納付命令取消（兼）還付公示送達書（別記第28号様式）又は放置違反金納付命令取消公示送達書（別記第29号様式）を、還付通知書を送達できないときは、還付公示送達書（別記第30号様式）を公安委員会の掲示板に掲示し、公示送達するものとする。

第6 督促

- 1 放置違反金納付命令を受けた者が納期限を経過しても放置違反金を納付しないときは、納期限後20日以内に督促を行うものとし、交通指導課長は、督促状（細則別記第4号様式の2の5）及び放置違反金納付書（財務規則別記31号様式（その3））（以下「督促状等」という。）を発出するものとする。

なお、督促状発行書（別記第31号様式）により、その状況を明らかにするものとする。

- 2 交通指導課長は、放置違反金納付命令を受けた者の所在が不明な場合又は発出した督促状等が返送された場合は、第4の1(6)と同様の調査を行った上で、再度、督促状等を発出するものとする。
- 3 交通指導課長は、所要の調査の結果、使用者の所在が判明せず、督促状等を発出できない場合は、督促を受ける者の氏名及び弁明通知書の番号（違反番号）が記載された放置違反金督促公示送達書（別記第32号様式）を公安委員会の掲示板に掲示し、公示送達により督促を行うものとする。

第7 催促

- 1 督促状に記載された指定納付期限経過後1月が経過しても、放置違反金等の納付がされない場合は、文書、口頭、電話等により催促を行うものとする。
- 2 交通指導課長は、文書による催促については、催促状（別記第33号様式）及び放置違反金納付書を発出して行うものとする。

なお、催促状発行書（別記第34号様式）によりその状況を明らかにするものとする。

第8 滞納処分

- 交通指導課長は、督促にもかかわらず、放置違反金等の納付がないときは、法第51条の4第14項の規定により、地方税の滞納処分の例にならい放置違反金等を徴収するものとする。

なお、手続に伴って必要な調査を行う場合には、預金等照会システムによる照会のほか、前記第4の1(6)と同様の調査を行うものとする。

第9 延滞金

- 1 交通指導課長は、延滞金を徴収するときは、放置違反金延滞金納付書（財務規則別記第31号様式（その4））を送付して行うものとする。ただし、滞納処分及び現金徴収時は、放置違反金と同時に延滞金を徴収するよう努めなければならない。
- 2 延滞金の額の計算につき細則第5条の2の4第1項に定める年当たりの割合は、閏（じゆん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 3 放置違反金延滞金納付書を送付した後、延滞金の納付がなかった場合は、翌年度から年1回以上同納付書を再送付するものとする。

第10 車検拒否制度に係る事務

- 1 放置違反金滞納情報照会

(1) 本人又はその代理人からの照会

ア 使用者又はその代理人からの放置違反金滞納情報照会は、署又は交通部交通指導課駐車対策センター（以下「駐車対策センター」という。）の窓口において、放置違反金滞納情報照会書（本人・代理人用）（別記第35号様式）により受け付けることとし、その際、本人確認を確実に行い、照会者が代理人の場合は委任状を提出させるものとする。

イ 署長又は交通指導課長は、放置駐車違反管理システムにより必要事項を確認し、照会に係る自動車及びその使用者が車検拒否の対象となっている場合は、放置違反金滞納情報回答書（別記第36号様式）で、照会に係る自動車及びその使用者が車検拒否の対象となっていない場合は、口頭で回答するものとする。

(2) 自動車整備事業者からの照会

ア 自動車整備事業者からの放置違反金滞納情報照会は、署にあっては窓口で、駐車対策センターにあってはファックス又は窓口で、警察庁及び国土交通省の定める同意書兼放置違反金

滞納情報照会書（自動車整備事業者用）により受け付けることとし、その際、自動車整備振興会が作成した自動車整備事業者リストにより自動車整備事業者であること及び使用者の同意があることを確認するものとする。

イ 署長又は交通指導課長は、放置駐車違反管理システムにより必要事項を確認し、照会に係る自動車及びその使用者が車検拒否の対象となっている場合は、必要事項を放置違反金滞納情報回答書で、照会に係る自動車及びその使用者が車検拒否の対象となっていない場合は、その旨を口答で回答するものとする。

(3) 放置違反金滞納情報照会を処理したときは、放置違反金滞納情報処理簿（別記第37号様式）により、その状況を明らかにするものとする。

2 納付・徴収済確認書の交付

滞納処分により放置違反金等を徴収した場合は、当該放置違反金に係る使用者へ領収書に代え、納付・徴収済確認書（別記第38号様式）を交付するものとする。

また、放置違反金等を納付した者で放置違反金領収書等を紛失した場合等には、その使用者から納付・徴収済確認書交付申請書（別記第39号様式）の提出を求めて納付・徴収済確認書を交付すること。

なお、他の都道府県公安委員会による放置違反金納付命令に係る納付・徴収済確認書は交付できないことに留意すること。

(1) 警察施設（県本部・署）の窓口における交付

ア 交付場所

駐車対策センター及び全署

イ 交付手続

必要な本人確認を行い、申請者が代理人の場合は併せて委任状の提出を求め、必要な調査を実施した上で、申請に係る納付・徴収済確認書を交付し、納付・徴収済確認処理簿（別記第40号様式）により、その状況を明らかにするものとする。

(2) 郵送による交付

ア 交付場所

駐車対策センター

イ 交付手続

前記(1)イに準じて交付するものとする。

第11 放置違反金納付書の再発行

放置違反金納入通知書又は放置違反金納付書（以下「放置違反金納入通知書等」という。）の再発行の申請を受けた場合は、次のとおり取り扱うものとする。

なお、他の都道府県公安委員会による放置違反金納付命令に係る放置違反金納入通知書等は再発行できないことに留意すること。

1 警察施設（県本部・署）における再発行

(1) 再発行場所

駐車対策センター及び全署

(2) 再発行手続

必要な本人確認を行い、申請者が代理人の場合は、併せて委任状の提出を求め、放置駐車違反管理システムにより必要事項を確認して、申請に係る放置違反金納付書を再発行するものとし、納付書再発行申請処理簿（別記第41号様式）により、その状況を明らかにするものとする。

2 郵送による再発行

(1) 再発行場所

駐車対策センター

(2) 再発行手続

前記1(2)に準じて再発行するものとする。

なお、本人の現住所を確認できる書類の提出を求めるこ。

第12 関係所属長との連携

交通指導課長は、放置違反金に係る事務処理に関し、必要と認められる場合には、関係所属長

と連携を図るものとする。

以下様式等省略